

◇ 食事の提供に要する費用(食費)(1日あたり)

対象者		利用者負担区分	自己負担額	
本人及び世帯全員が 市町村民税非課税者	生活保護受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	第1段階	300円
	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が80万以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下	第2段階	600円
	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が80万超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	第3段階①	1,000円
	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が120万超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下	第3段階②	1,300円
上記以外の方		第4段階	1,445円	

※ 1日あたり1,455円 (朝食455円/昼食500円/夕食500円)

◇ 滞在費(滞在に要する費用:お部屋代・光熱水費などです)(1日あたり)

対象者		利用者負担区分	滞在費自己負担額		
			個室 (従来型個室)	2人・4人部屋	
本人及び世帯全員が 市町村民税非課税者	生活保護受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	第1段階	320円	0円
	老齢福祉年金受給者				
	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が80万以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下	第2段階	420円	370円
	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が80万超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	第3段階①	820円	370円
	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が120万超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下	第3段階②	820円	370円
上記以外の方		第4段階	1,171円	855円	

◇ 加算料金(介護保険サービス)(1日あたり)

- サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1日につき 6円(短期入所生活介護、介護予防、双方加算します。)
- 看護体制加算(Ⅱ) 1日につき 8円(短期入所生活介護のみ加算、介護予防は加算しません。)
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護報酬額の 8.3%(短期入所生活介護、介護予防、双方加算します。)
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 介護報酬額の 2.7%(短期入所生活介護、介護予防、双方加算します。)
- 介護職員等ベースアップ等支援加算 介護報酬額の 1.6%(短期入所生活介護、介護予防、双方加算します。)

利用に応じて下記の料金が加算されます。

- 療養食加算 1回につき 8円(1日につき3回を限度、医師の食事箋に基づく療養食提供)
- 若年性認知症利用者受入加算 1日につき 120円
- 緊急短期入所受入加算 1日につき 90円(担当ケアマネジャーが緊急の必要性及び利用を認めた場合)
- 通常の送迎加算 (片道1回あたり介護保険適用時の自己負担額) 184円(1割負担の場合)

(通常の送迎実施地域を超えての送迎については、実費ご負担願います。)

通常の送迎実施地域 時津町・長与町全域及び長崎市北部地区(琴海・横尾・滑石・岩屋・西北・西浦上)

※ご利用料金について、詳しくは担当職員がお答えします。気軽にお尋ねください。